

## 大阪府福祉のまちづくり条例 標準特記仕様書

下記の内容は、大阪府福祉のまちづくり条例に関する建築確認申請図書の特記事項とします。  
なお、本事項については、工事施工図等に反映するとともに、工事に関わる責任者に伝達することに努めます。

設計者名

⑧

## ◆特記事項

- 一、記載なき細部の寸法については、国土交通省監修「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」及び「大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説」に準ずる。
- 一、移動等円滑化経路の敷地内の高低差は、配置図に特に記載がない限り 1/20 以下とする。
- 一、移動等円滑化経路では、特に記載がない限り、段差無し若しくは 2cm 以下で面取りをする。
- 一、移動等円滑化経路又はこれを構成する施設を横断する排水溝は、特に記載がない限り溝幅 9mm 以下の溝蓋を設置する。
- 一、駐車場は、図面に特に記載がない場合には、その存在及び計画がないものとする。
- 一、図面等に記載する誘導及び注意喚起ブロックは、特に記載がない限り JIS T9251 の規格とし、境界線、壁面、突起物又はこれらに類するものから、有効空き寸法 150～300 を確保する。
- 一、出入り口部分に表示する開口部の寸法は、特に記載がない限り、扉厚、戸の引き残しなどを除いた有効寸法とする。
- 一、扉等の取手は、特に記載がない限り、床面に垂直な棒状及びプッシュプルハンドル、レバーハンドルとする。
- 一、図面等に記載する手すりは、特に記載がない限り、設置高さを上端で 750～850mm、厚みは 30～40mm、壁面等の離隔は有効 40～50mm とする。
- 一、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する廊下等、階段、傾斜路、便所、敷地内通路、浴室等、及び車椅子使用者用客室の床の表面は粗面又は滑りにくい材料の仕上げとする。
- 一、非常時に使用する階段を除き、特に記載がない限り、段鼻は明度差をつけるものとする。
- 一、案内用図記号は、特に記載がない限り JIS Z 8210(2002)とし、特に身障者が利用できる建築物及び施設であることを示す JIS Z8210 5.1.9 については、国際シンボルマークとして濃い青の地に白を使用し、定められたデザインと比率を使用する。
- 一、案内設備として、案内所を設ける場合は、車いすが利用できるものとして、特に記載がない限りカウンターの高さは 700mm 程度で、下部の空間については、高さ 650mm 以上、幅 800mm 以上、奥行き 450mm 以上を確保する。
- 一、施設の内容を示す点字については、特に記載がない限り床面から高さ 1300 程度の位置に設置する。